令和元年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

平成３１年４月２７日から令和元年９月１８日まで（前回報告から本日まで）

２　概　　要

　　期間中、１１件（１１名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［３］ | ２［０］ | １［８］ | １［５］ | ５［１６］ |
| 支援学校 | ０［０］ | ０［１］ | １［１］ | ２［１］ | ３［ ３ ］ |
| 中学校 | ０［１］ | ０［０］ | １［２］ | ０［１］ | １［ ４ ］ |
| 小学校 | １［１］ | ０［３］ | １［０］ | ０［０］ | ２［ ４ ］ |
| 合　計 | ２［５］ | ２［４］ | ４［１１］ | ３［７］ | １１［２７］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ０［０］ | １［０］ | ３［９］ | ３［７］ | ７［１６］ |
| 公金公物関係 | ０［２］ | ０［０］ | １［２］ | ０［０］ | １［ ４ ］ |
| 公務外非行関係 | １［３］ | １［３］ | ０［０］ | ０［０］ | ２［ ６ ］ |
| 交通法規違反等 | １［０］ | ０［１］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ １ ］ |
| 合　計 | ２［５］ | ２［４］ | ４［１１］ | ３［７］ | １１［２７］ |

（１）一般服務関係…７件（７名）

①体罰・暴行…３件（３名）

ア　府立支援学校　女性教諭（４８歳）『減給３月』

平成３０年９月、頭部への刺激が厳禁である女子生徒の頬を叩く体罰を行った。さらに、自身の行為を管理職に報告しなかった。

加えて、当該女子生徒の頭部への刺激が厳禁であることを複数回にわたり情報共有されていたが、認識していなかった。

イ　市立小学校　男性教諭（５６歳）『減給３月』

平成３１年２月、男子児童を指導のために引き留めようとした際に、当該児童の襟の後部を掴み、そのまま力ずくで体の向きを変える体罰を行い、当該児童に対し、全治１週間の怪我等を負わせた。

ウ　府立支援学校　男性教諭（３４歳）『戒告』

女子生徒による行為から自己及び他の生徒を守るため、当該女子生徒を床や壁に押さえつけるなどの暴行をした。また、当該女子生徒を落ち着かせるために体育館へ移動する際、床に座った状態の当該女子生徒の両足首を引っ張るという暴行をした。

②卒業式における不起立…１件（１名）

・　府立高等学校　女性教諭（５８歳）『戒告』

平成３０年度卒業式において、教育長及び校長からの職務命令に従わず、国歌斉唱時に起立斉唱しなかった。

　　③生徒へのわいせつ行為…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（３３歳）『停職３月』

平成３０年１２月から平成３１年２月にかけて、勤務校の女子生徒に対し、学校の内外において、複数回、抱きしめる、頬や唇にキスをする等のわいせつな行為を行った。

④所属教員へのハラスメント…１件（１名）

・　市立中学校　男性教頭（４３歳）『減給３月』

女性教員に対し、複数回にわたり、性的な内容のＬＩＮＥを送り、また、日頃から当該女性教員をあだ名で呼び、頭や肩、腕に触れるなどのセクシュアル・ハラスメントを行った。

⑤欠勤…１件（１名）

・　府立支援学校　男性教諭（２６歳）『戒告』

平成３０年１１月、年次有給休暇を使い果たし、５日３時間、正当な理由のない欠勤をした。

（２）公金公物関係…１件（１名）

　　①通勤手当の不正受給…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（３３歳）『減給１月』

公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当の支給を受けながら、平成３０年４月から平成３０年９月までの間、認定外の自転車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

（３）公務外非行…２件（２名）

　　①盗撮…２件（２名）

ア　府立高等学校　男性教諭（２９歳）『懲戒免職』

令和元年５月、大阪市内の家電量販店で、女性の胸元を盗撮した。

また、同教諭は、過去にも盗撮行為を繰り返していた。

イ　府立高等学校　男性教諭（５７歳）『停職６月』

令和元年５月、電車のホームで、女子生徒のスカートの中を盗撮した。

（４）交通法規違反…１件（１名）

・　市立小学校　男性講師（３８歳）『懲戒免職』

令和元年５月、飲酒後に原動機付自転車を運転中、検問に気付き、検問から逃れるために、車両を置いて走って逃げたが、警察官に捕まり、呼気検査を受けたところ、呼気１リットルあたり０．２５ミリグラムのアルコールが検出された。

３　府教委の取り組み

　○　令和元年５月初旬から順次行っている教職員人事課職員による府立学校訪問時において、各校長、准校長に対し、改めて所属教職員への指導の徹底を指示した。

　〇　また、平成３１年４月、「市町村教育委員会教育長会議」において、直近の懲戒処分件数を示し、教職員への服務に関する指導と綱紀保持の徹底を指示した。加えて、令和元年６月、「教職員人事対策連絡協議会」において、「教職員による不祥事の未然防止」をテーマに、これまでの懲戒処分の様々なデータをもとに、各地区代表の市町村教育委員会教育長による協議を実施した。

　〇　さらに、令和元年５月、盗撮等の重大な非違行為事案が相次いで生起したことから、令和元年６月１３日、各府立学校長あてに、「教職員の綱紀保持の徹底について（通達）」を発出した。通達には昨年１２月に作成した不祥事防止必携を改めて添付し、これを用いた具体的な指導を行うなど、所属教職員の指導・監督に万全を期すよう、改めて指示した。

　〇　毎年度の継続した取組として、令和元年７月９日、各府立学校長及び各市町村教育委員会教育長あてに、わいせつ行為、ハラスメント、体罰など教職員の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達）」を発出した。通達には、直近年度に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、当事者・処分内容）を添付し、事例毎に「チェックリスト例」の項目を設け、これらを教職員が再読するよう、改めて指導の徹底を指示した。今年度は、この通達の発出にあわせて、各府立学校長あてにワークシートを提供し、教職員が不祥事予防について自ら考え、討議をする場として、校内研修を積極的に実施するよう指示した。

　○　また、平成３１年４月から令和元年６月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「小中学校新任校長（教頭）研修」において、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った。また、同年５月には、初任の常勤講師を対象に、「教職員の服務について」の研修を実施した。